

人工妊娠中絶ゼロ社会の 実現に向けて

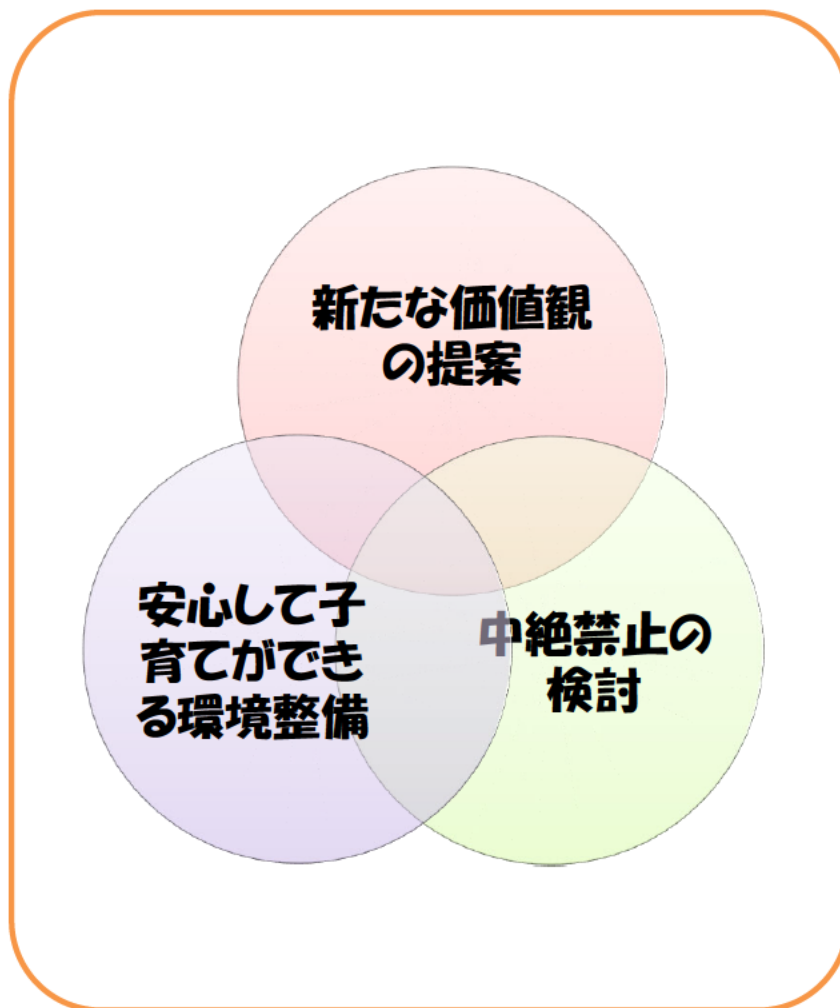
平成28年度 政策創造員会議
ワーキンググループ3

1. 研究概要

現状

- ・誕生するはずだった命
- ・苦渋の選択をせざるを得ない女性
- ・人工妊娠中絶数は出生数の約2割

研究・提案内容



目指す姿

人工妊娠中絶ゼロ社会

人工妊娠中絶ゼロ社会…望まない妊娠がなくなり、誰もが望みどおり出産できる、胎児の命が最大限尊重された、出生数増加にも寄与する社会

2. 発見した問題点

現 状 ①

～少子化対策について～

■三重県の年間出生数は
(H18比) ▲ 2, 0 8 9 人

■三重県の年間人工妊娠中絶件数は
2, 3 3 9 件 (H26)

※ H26出生数の 1 7 %に相当

現 状 ②

～女性について～

身体的負担 (子宮等の損傷、月経不順や不妊症等)

精神的負担 (中絶による心的外傷後ストレス障害)

現 状 ③

～中絶の是非と胎児の権利について～

■アメリカでは国民的課題として
大統領選の争点

■日本では 国民的課題として
議論は下火

研究の動機

こうした現状に **一石を投じる** ことが必要ではないか

3. 課題設定

着眼点 ① ～少子化対策について～

中絶ゼロで**出生数を増加**させることができないだろうか

着眼点 ② ～女性について～

苦渋の選択をせざるを得ない**女性を救う**ことはできないだろうか

着眼点 ③ ～中絶の是非と胎児の権利について～

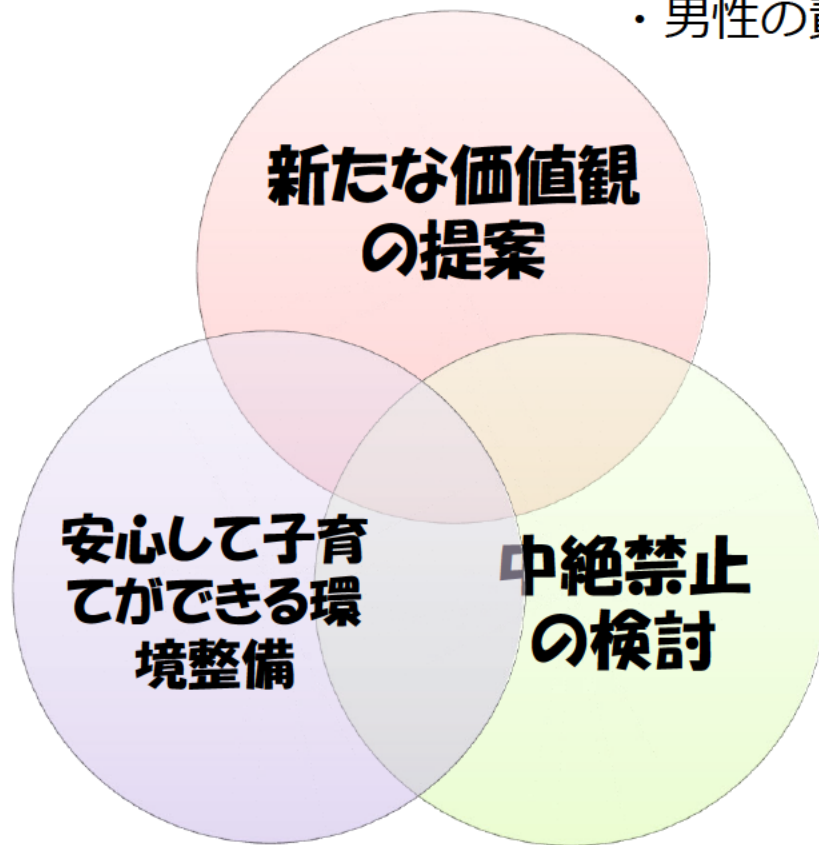
最も弱い立場にある**胎児の生命（権利）**を**保護**する必要があるのではないか

目指す姿

三重県は**人工妊娠中絶ゼロ**を実現する

4. 研究目標

- ・ 子供を持つことの幸福感
- ・ 女性の権利と胎児の権利
- ・ 婚外子に関する価値観
- ・ 男性の責任



- ・ 中絶に至る理由と対策
- ・ 日本に足りない制度や子育て支援等
- ・ 多様な子育てのあり方について

- ・ 中絶禁止の実効性と効果
- ・ 日本の中絶費用や手当等

5 . 日本の中絶の実態

【刑法第29章（墮胎の罪） 第212条～第216条】

人工妊娠中絶を行った**女性**には1年以下の懲役、同意を得て施術をした**医師等**には3か月以上5年以下の懲役が科せられる。

【母体保護法第14条】

都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

- ・ 中絶は母体保護法第14条の規定により実施されている。
- ・ 処罰の対象は女性及び医師で、**男性の責任が問われていない。**

6. 中絶に関する日本のこれまで

• 1948年 優生保護法制定

人工妊娠中絶の合法化。不良な子孫の出生の抑制を目的とし、母体の保護はそのための手段という位置づけがされた。

(1970年代 第一次優生保護法改正運動)

1972年5月26日、第3次佐藤改造内閣提案で優生保護法の改正案が提出される。(1974年に修正案提出。衆議院を通過後、参議院で審議未了となり廃案)

①母体の**経済的理由**による中絶の禁止

②障害や異常がある場合に中絶の許可(胎児条項) ※1974年の修正案では削除

1973年 赤ちゃんあっせん事件

(1980年代 第二次優生保護法改正運動)

1981年第一次鈴木内閣で優生保護法の改正案提出が検討された。(1983年に**改正案提出を断念**)

1987年 特別養子縁組制度の法案可決

• 1996年 母体保護法に法改正

法律名の改正。不良な子孫の出生の抑制等、**優生思想やそれに基づく表現の削除**。

2007年 赤ちゃんポスト
熊本県の慈恵病院による運用開始

その時代の社会要請や道徳観に左右される形で法改正等につながっている。
一方で、中絶は継続して容認されている。

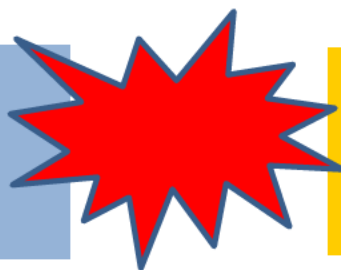
7. 中絶に関するアメリカでの論争

19世紀初頭	上流階級（WASP）で 中絶が横行 （教会は沈黙）
19世紀半ば	危機感を抱いたWASPの医師による中絶禁止キャンペーン
19世紀後半	中絶禁止 に関する法律が制定

1973年	中絶を合法 とする連邦最高裁判決（ロウ対ウェイド事件）
1989年	州が中絶を規制する権利を認めた（ウェブスター判決）
1993年	クリントン大統領が 中絶規制措置を撤廃 する大統領命令に署名
2016年	共和党トランプ大統領候補は 中絶禁止を主張

プロチョイス

- ・ 女性の選択権を尊重する
- ・ 中絶権利擁護派
= 民主党（リベラル主義）



プロライフ

- ・ 胎児の生命を尊重する
- ・ 中絶反対派（共和党の支持基盤）
- ・ キリスト教カトリックの道德観に一致

アメリカの中絶をめぐる議論は、過去には宗教が積極的には関与しない時代があり、**その時代における社会要請**により、禁止と容認を繰り返している。現代においては**宗教や政治的側面が強く**、論争は続いている。

8. 日本と海外の意識比較

- 子供を持つことの考え方
 - 日本・欧米ともに、子供を持つことは自然で、子供がいると生活が豊かになるとの考え方
 - 日本・欧米ともに、子育てに楽しさを感じるとする人が8割以上を占める
- 子供を増やしたくない理由
 - 日本：子育てにかかる費用（学校教育・学習塾の費用が経済的な負担）
 - 欧米：高齢、健康上の理由
- 婚外子（未婚で出産）を持つことに対する考え方
 - 日本：抵抗感があるとする人が過半数を超える
 - 欧米：抵抗感がないとする人が9割以上を占める

出典：平成27年度少子化社会に関する国際意識調査（内閣府）

- 子供を持つことに関しては共通点が見つけられる一方で、日本では
子育てにかかる経済的負担が出産をためらう要因となっている。
- **婚外子に対する抵抗感**において日本と欧米において差がある。

9. 中絶に至る理由（女性）

理由	割合	対策
経済的な余裕がない	24.7%	経済的支援
相手と結婚していないため産めない	22.2%	婚外子等であっても受け入れられる社会づくり、養子縁組の推進
相手が出産に同意しなかった	9.9%	強制認知等、男性の責任強化
自分の学業・仕事を中断したくない	8.6%	学校内、企業内への託児所の設置 マタハラへの厳罰化
育児をしていく自信がない	4.9%	ネウボラ等の制度を周知 正しい避妊方法の啓発 男性の育児参加

出典：第7回男女の生活と意識に関する調査
（一般社団法人日本家族計画協会）

10. 中絶の禁止の検討

韓国の例

- 例外を除き違法であり、中絶を行った女性には、1年以下の懲役か200万ウォン(約18万円)以下の罰金、施術をした医師には2年以下の懲役
- 韓国では、年間34万件※の人工妊娠中絶が行われており、95.6%が違法

※年間出生数(43万人)の約8割

罰則により中絶を規制したとしても、違法な中絶が増加し、中絶を抑制する効果はあまり期待できないものと考えられる。

日本の中絶費用や手当等について

- 中絶は自由診療となっており、費用は病院によって異なる
- 【手術費用の目安】
 - ・妊娠11週目程度までの初期段階:7万円~15万円
 - ・妊娠12週目を過ぎたころまでの中期段階:20万円~30万円
- 中絶を実施した場合にも、「妊娠85日(妊娠4ヶ月)」を過ぎていれば、「出産育児一時金(40万円程度)」の支給の対象となる。

中絶にかかる費用が低いことや、「出産育児一時金」の存在など、現行制度は中絶を選択しやすい状況となっている可能性がある。

1 1 . 今後の取組の方向性について

■ 新たな価値観の提案

- ・ 欧米の婚外子に抵抗感がない等の**日本と異なる価値観**に着目し、価値観の違いが中絶に与える影響について、検討を進める。
- ・ **男性の責任**について着目し、検討を進める。
- ・ **女性の権利と胎児の権利**を共に尊重した新たな提案となるよう検討を進める。

■ 安心して子育てができる環境整備

- ・ 中絶理由の主要因となっている**経済的な問題**に対し、こういった対策が有効かについて検討を進める。
- ・ 女性自らが産むという選択ができるよう、相談体制の強化や託児所設置の推進等の**環境整備**とともに、**多様な子育てのあり方**について検討を進める。

■ 中絶禁止について

- ・ 中絶禁止の実施については、その実効性を含め慎重な検討が必要。
- ・ 中絶の抑制に向けて、課税等により中絶にかかる費用を高く設定することや「出産育児一時金」の支給の対象から除外することなど、**中絶に向かわせない**取組についての検討を並行して進める。